

自転車活用推進功績者表彰要領

平成 29 年 10 月 6 日
自転車活用推進本部決定

1. 目的

この要領は、自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）に基づいて行うものであり、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰し、もって自転車の活用の推進に寄与することを目的とする。

2. 表彰の対象

表彰は、次のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 自転車の利用の増進により、地域の環境改善等に顕著な功績があった者又は団体
- (2) 自転車競技の振興等により、国民の健康の増進に顕著な功績があった者又は団体
- (3) 高い安全性を備えた自転車の供給等に顕著な功績があった者又は団体
- (4) 自転車利用者に対する交通安全教育の推進等により、自転車の活用を推進する上での交通安全の確保に顕著な功績があった者又は団体
- (5) その他自転車活用の推進により、地域の活性化等公共の利益の増進に顕著な功績があった者又は団体

3. 表彰権者

表彰は、自転車活用推進本部長が行う。

4. 表彰の方法

表彰状及び記念品

5. 表彰の時期

- (1) 表彰は、毎年一回「自転車月間」の期間中に行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、特別の必要があるときは、随時表彰を行うことができる。

6. 表彰の手続

各府省庁又は都道府県知事等から推薦された者のうちから、別に定める選考委員会の意見を聴いて自転車活用推進本部長が決定する。

7. 表彰の事務

表彰に関する事務は、自転車活用推進本部事務局において行う。

8. その他

この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、自転車活用推進本部事務局長が定める。